

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案
<p>第1章 総則 (略)</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 水位周知河川 国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 ①国土交通大臣は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行う。 ②知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行う。(法第13条)</p> <p>(11) 水位到達情報 ①水位到達情報とは、国土交通大臣が指定した水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。 ②水位到達情報とは、知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた避難判断水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、氾濫危険水位（危険水位）への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。</p> <p>(12) (13) (略)</p> <p>(14) 避難判断水位 ①国土交通大臣が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。 ②知事が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。</p> <p>(15) 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。 ①国土交通大臣が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項及び第2項に規定される特別警戒水位に相当する。 ②知事が選定した洪水予報河川および水位周知河川において、避難完了の目安となる水位である。</p> <p>(16) (17) (略)</p> <p>(18) 洪水浸水想定区域</p>	<p>第1章 総則 (略)</p> <p>1.2 用語の定義</p> <p>(1)～(9) (略)</p> <p>(10) 水位周知河川 国土交通大臣または知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大または相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。 国土交通大臣または知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（特別警戒水位）に達したとき、水位または流量を示して通知および周知を行う。<u>(法第13条)</u> <u>(②削除)</u></p> <p>(11) 水位到達情報 水位到達情報とは、国土交通大臣または知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定められた氾濫危険水位（特別警戒水位）への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。 <u>(②削除)</u></p> <p>(12) (13) (略)</p> <p>(14) 避難判断水位 国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の高齢者等避難の発令の目安となる水位であり、住民の氾濫に関する情報への注意喚起となる水位。 <u>(②削除)</u></p> <p>(15) 氾濫危険水位 洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫の起こるおそれがある水位をいう。 国土交通大臣または知事が指定した洪水予報河川および水位周知河川において、市町長の避難指示の発令判断の目安となる水位である。水位周知河川においては、法第13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位に相当する。 <u>(②削除)</u></p> <p>(16) (17) (略)</p> <p>(18) 洪水浸水想定区域</p>

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案
<p>洪水予報及び水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通省大臣又は都道府県知事が指定した区域をいう（第14条）</p> <p>(19) 浸水被害軽減地区 洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者（市長）が指定した区域をいう。（第15条の6）</p> <p>1.3 水防の責任等 (略) (1) 水防管理団体の責任 (略) ⑥避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表（法第15条の3）</p> <p>(2) (略) (3) 国土交通省の責任 ①水防管理団体（市）が行う水防への協力（河川法第22条の2） ②洪水予報の発表および通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項） ③量水標管理者からの水位の通報および公表（法第12条） ④水位周知河川の水位到達情報の通知および周知（法第13条第1項） ⑤洪水予報または水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4） ⑥洪水浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条） ⑦大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9） ⑧水防警報の発表および通知（法第16条第1項および第2項） ⑨重要河川における県知事に対する指示（法第31条） ⑩特定緊急水防活動（法第32条） ⑪水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条） ⑫県等に対する水防に関する勧告または助言（法第48条）</p> <p>(4) 河川管理者の責任 (追加) ①水防管理者（市長）に対する浸水被害軽減地区の指定及び市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供及び助言（法第15条の12）</p>	<p>洪水予報および水位周知河川について、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、または浸水を防止することにより、水災による被害軽減を図るため、想定し得る最大規模の降雨により当該河川において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として国土交通省大臣または都道府県知事が指定した区域をいう。（法第14条）</p> <p>(19) 浸水被害軽減地区 洪水浸水想定区域内で輪中堤防その他の帯状の盛土構造物が存する土地（その状況がこれに類するものとして国土交通省令で定める土地を含む。）の区域であって浸水の拡大を抑制する効果があると認められる区域として水防管理者（市長）が指定した区域をいう。（法第15条の6）</p> <p>1.3 水防の責任等 (略) (1) 水防管理団体の責任 (略) ⑥避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者または管理者への必要な指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画および避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）</p> <p>(2) (略) (3) 国土交通省の責任 (削除) ①洪水予報の発表および通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項） ②量水標管理者からの水位の通報および公表（法第12条） ③水位周知河川の水位到達情報の通知および周知（法第13条第1項） ④洪水予報または水位情報の通知の関係市町長への通知（法第13条の4） ⑤洪水浸水想定区域の指定、公表および通知（法第14条） ⑥大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9） ⑦水防警報の発表および通知（法第16条第1項および第2項） ⑧重要河川における県知事に対する指示（法第31条） ⑨特定緊急水防活動（法第32条） ⑩水防協力団体に対する情報の提供または指導もしくは助言（法第40条） ⑪県等に対する水防に関する勧告または助言（法第48条）</p> <p>(4) 河川管理者の責任 ①水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2） ②水防管理者（市長）に対する浸水被害軽減地区の指定および市長に対する水害リスク情報の把握に関する情報提供および助言（法第15条の12）</p>

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行			改定案				
第2章～第3章(略) 第4章 予報及び警報 4.1 気象庁が行う予報および警報 (1) 気象庁が発表または伝達する注意報および警報 (略)			第2章～第3章(略) 第4章 予報および警報 4.1 気象庁が行う予報および警報 (1) 気象庁が発表または伝達する注意報および警報 (略)				
水防活動の利用に適合する注意報、警報	一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報	概 要	水防活動の利用に適合する注意報、警報	一般の利用に適合する注意報、警報、特別警報	概 要		
注意報	気象	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき	注意報	気象	大雨注意報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	洪水	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想したとき		洪水	洪水注意報	河川の上流域での降雨や融雪等により河川が増水し、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	高潮	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発生するおそれがあると予想したとき		高潮	高潮注意報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	津波	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき		津波	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき
警 報	気象	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき	警 報	気象	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	洪水	洪水警報※	河川の上流域での降雨や融雪等より河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき		洪水	洪水警報※	河川の上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。
	高潮	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき				
特別警報	津波	津波警報または大津波警報(大津波警報を特別警報に位置付け)	津波により重大な災害が発生するおそれがある(または著しく大きい)と予想したとき				
	気象	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき				
	高潮	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき				

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行						改定案																																																									
								高潮	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたとき <u>に発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																																																					
								津波	津波警報または 大津波警報 (大津波警報を特別警報に位置付け)	津波により重大な災害が発生するおそれがある(または著しく大きい)と予想したとき																																																					
						特別警報		気象	大雨特別警報	<u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続けると予想される場合に発表される。災害が発生または切迫している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																																																					
								高潮	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいとき <u>に発表される。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																																																					
<p>(大雨・洪水注意報発表基準)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町をまとめた地域</th> <th>市町名</th> <th><大雨>(浸水害)表面雨量指数基準</th> <th><大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準</th> <th><洪水>流域雨量指数基準</th> <th><洪水>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">嶺南西部</td> <td>小浜市</td> <td>8</td> <td>90</td> <td>江古川流域=4.9 多田川流域=5.2 野木川流域=6.8 松永川流域=9.1</td> <td>江古川流域=(6, 4.9) 多田川流域=(6, 5.2) 北川流域=(8, 21)</td> <td>北川[高塚]、 南川[和久里]</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>7</td> <td>95</td> <td>南川流域=14.6 佐分利川=14.3</td> <td>南川流域=(7, 11.7) 佐分利川=(5, 12.9)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>10</td> <td>90</td> <td>子生川流域=7 関屋川流域=9.1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						市町をまとめた地域	市町名	<大雨>(浸水害)表面雨量指数基準	<大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準	<洪水>流域雨量指数基準	<洪水>複合基準	指定河川洪水予報による基準	嶺南西部	小浜市	8	90	江古川流域=4.9 多田川流域=5.2 野木川流域=6.8 松永川流域=9.1	江古川流域=(6, 4.9) 多田川流域=(6, 5.2) 北川流域=(8, 21)	北川[高塚]、 南川[和久里]	おおい町	7	95	南川流域=14.6 佐分利川=14.3	南川流域=(7, 11.7) 佐分利川=(5, 12.9)	—	高浜町	10	90	子生川流域=7 関屋川流域=9.1	—	—	<p>(大雨・洪水注意報発表基準) 令和6年5月23日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町をまとめた地域</th> <th>市町名</th> <th><大雨>(浸水害)表面雨量指数基準</th> <th><大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準</th> <th><洪水>流域雨量指数基準</th> <th><洪水>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">嶺南西部</td> <td>小浜市</td> <td>8</td> <td>116</td> <td>江古川流域=4.8 多田川流域=5.2 遠敷川流域=11.9 野木川流域=6.6 松永川流域=9.2</td> <td>江古川流域=(5, 4.8) 多田川流域=(5, 5.2) 北川流域=(6, 20.4)</td> <td>北川[高塚]、 南川[和久里]</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>7</td> <td>124</td> <td>南川流域=14 佐分利川流域=12.8</td> <td>南川流域=(5, 14) 佐分利川流域=(5, 12.8)</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>高浜町</td> <td>10</td> <td>116</td> <td>子生川流域=7.1 関屋川流域=8.8</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						市町をまとめた地域	市町名	<大雨>(浸水害)表面雨量指数基準	<大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準	<洪水>流域雨量指数基準	<洪水>複合基準	指定河川洪水予報による基準	嶺南西部	小浜市	8	116	江古川流域=4.8 多田川流域=5.2 遠敷川流域=11.9 野木川流域=6.6 松永川流域=9.2	江古川流域=(5, 4.8) 多田川流域=(5, 5.2) 北川流域=(6, 20.4)	北川[高塚]、 南川[和久里]	おおい町	7	124	南川流域=14 佐分利川流域=12.8	南川流域=(5, 14) 佐分利川流域=(5, 12.8)	—	高浜町	10	116	子生川流域=7.1 関屋川流域=8.8	—	—
市町をまとめた地域	市町名	<大雨>(浸水害)表面雨量指数基準	<大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準	<洪水>流域雨量指数基準	<洪水>複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																									
嶺南西部	小浜市	8	90	江古川流域=4.9 多田川流域=5.2 野木川流域=6.8 松永川流域=9.1	江古川流域=(6, 4.9) 多田川流域=(6, 5.2) 北川流域=(8, 21)	北川[高塚]、 南川[和久里]																																																									
	おおい町	7	95	南川流域=14.6 佐分利川=14.3	南川流域=(7, 11.7) 佐分利川=(5, 12.9)	—																																																									
	高浜町	10	90	子生川流域=7 関屋川流域=9.1	—	—																																																									
市町をまとめた地域	市町名	<大雨>(浸水害)表面雨量指数基準	<大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準	<洪水>流域雨量指数基準	<洪水>複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																									
嶺南西部	小浜市	8	116	江古川流域=4.8 多田川流域=5.2 遠敷川流域=11.9 野木川流域=6.6 松永川流域=9.2	江古川流域=(5, 4.8) 多田川流域=(5, 5.2) 北川流域=(6, 20.4)	北川[高塚]、 南川[和久里]																																																									
	おおい町	7	124	南川流域=14 佐分利川流域=12.8	南川流域=(5, 14) 佐分利川流域=(5, 12.8)	—																																																									
	高浜町	10	116	子生川流域=7.1 関屋川流域=8.8	—	—																																																									
<p>(大雨・洪水警報発表基準)</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町をまとめた地域</th> <th>市町名</th> <th><大雨>(浸水害)表面雨量指数基準</th> <th><大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準</th> <th><洪水>流域雨量指数基準</th> <th><洪水>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嶺南西部</td> <td>小浜市</td> <td>14</td> <td>137</td> <td>江古川流域=6.2 多田川流域=6.5 野木川流域=8.5 松永川流域=11.4</td> <td>—</td> <td>北川[高塚]、 南川[和久里]</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>12</td> <td>144</td> <td>南川流域=18.3 佐分利川=17.9</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						市町をまとめた地域	市町名	<大雨>(浸水害)表面雨量指数基準	<大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準	<洪水>流域雨量指数基準	<洪水>複合基準	指定河川洪水予報による基準	嶺南西部	小浜市	14	137	江古川流域=6.2 多田川流域=6.5 野木川流域=8.5 松永川流域=11.4	—	北川[高塚]、 南川[和久里]	おおい町	12	144	南川流域=18.3 佐分利川=17.9	—	—	<p>(大雨・洪水警報発表基準) 令和6年5月23日現在</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>市町をまとめた地域</th> <th>市町名</th> <th><大雨>(浸水害)表面雨量指数基準</th> <th><大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準</th> <th><洪水>流域雨量指数基準</th> <th><洪水>複合基準</th> <th>指定河川洪水予報による基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">嶺南西部</td> <td>小浜市</td> <td>14</td> <td>145</td> <td>江古川流域=6 多田川流域=6.5 遠敷川流域=14.9 野木川流域=8.3 松永川流域=11.5</td> <td>—</td> <td>北川[高塚]、 南川[和久里]</td> </tr> <tr> <td>おおい町</td> <td>12</td> <td>155</td> <td>南川流域=17.6 佐分利川流域=16.1</td> <td>—</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						市町をまとめた地域	市町名	<大雨>(浸水害)表面雨量指数基準	<大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準	<洪水>流域雨量指数基準	<洪水>複合基準	指定河川洪水予報による基準	嶺南西部	小浜市	14	145	江古川流域=6 多田川流域=6.5 遠敷川流域=14.9 野木川流域=8.3 松永川流域=11.5	—	北川[高塚]、 南川[和久里]	おおい町	12	155	南川流域=17.6 佐分利川流域=16.1	—	—												
市町をまとめた地域	市町名	<大雨>(浸水害)表面雨量指数基準	<大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準	<洪水>流域雨量指数基準	<洪水>複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																									
嶺南西部	小浜市	14	137	江古川流域=6.2 多田川流域=6.5 野木川流域=8.5 松永川流域=11.4	—	北川[高塚]、 南川[和久里]																																																									
	おおい町	12	144	南川流域=18.3 佐分利川=17.9	—	—																																																									
市町をまとめた地域	市町名	<大雨>(浸水害)表面雨量指数基準	<大雨>(土砂災害)土壌雨量指数基準	<洪水>流域雨量指数基準	<洪水>複合基準	指定河川洪水予報による基準																																																									
嶺南西部	小浜市	14	145	江古川流域=6 多田川流域=6.5 遠敷川流域=14.9 野木川流域=8.3 松永川流域=11.5	—	北川[高塚]、 南川[和久里]																																																									
	おおい町	12	155	南川流域=17.6 佐分利川流域=16.1	—	—																																																									

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行							改定案						
	高浜町	13	137	子生川流域=8.8 関屋川流域=11.4	-	-		高浜町	13	145	子生川流域=8.9 関屋川流域=11.1	-	-
(大雨・高潮特別警報発表基準)							(大雨・高潮特別警報発表基準)						
現象の種類		基準					現象の種類		基準				
大雨		台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合					大雨		<u>過去の多大な被害をもたらした現象に相当すると予想され、かつ、激しい雨がさらに降り続くと予想される場合に発表される。</u>				
高潮		数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合					高潮		<u>台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときに発表される。</u>				
(大雨警報、洪水警報等を補完する情報)							(大雨警報、洪水警報等を補完する情報)						
気象庁は、注意報、警報、特別警報を補完する情報として、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。							気象庁は、注意報、警報、特別警報を補完する情報として、大雨警報（土砂災害）、大雨警報（浸水害）の危険度分布、洪水警報の危険度分布、洪水警報の危険度分布および流域雨量指数の予測値を発表する。これらの概要は次のとおりである。						
種類		基準					種類		基準				
大雨警報（土砂災害の危険度分布）		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新）。					土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）		大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>2時間先までの雨量分布および土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（土砂災害）や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。				
大雨警報（浸水害の危険度分布）		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報（10分毎に更新）。					浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）		短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。 <u>1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報（浸水害）等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。				
洪水警報の危険度分布		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川及びその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1km毎に5段階に色分けして示す情報（常時10分ごとに更新）。					洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で概ね1km毎に5段階に色分けして示す情報。 <u>3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</u> ・「災害切迫」（黒）：命の危険があり直ちに安全確保が必要とされる警戒レベル5に相当。 ・「危険」（紫）：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。 ・「警戒」（赤）：高齢者等は危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。 ・「注意」（黄）：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。				
流域雨量指数の予測値		水位周知河川及びその他河川の各河川を対象として、上流域での降雨によって、下流の対象地点の洪水危険度がどれだけ高まるかを示した情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を取り込んで、流域に降った雨が河川に集まり流れ下る量を計算して指数化した「流域雨量指数」について、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けし時系列で表示した情報（常時10分ごとに更新）。					流域雨量指数の予測値		指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川（水位周知河川およびその他河川）の、上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。6時間先までの雨量分布の予測（降水短時間予報等）を用いて常時10分ごとに更新している。				

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案																																															
<p>(津波警報・注意報等の種類)</p> <p>津波による災害の発生が予想される場合には、気象庁が、大津波警報、津波警報または津波注意報等を発表する。</p> <p>(ア) 種類</p> <p>大津波警報：津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで3mを超える場合）</p> <p>津波警報：津波による重大な災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合）</p> <p>津波注意報：津波による災害のおそれがあると予想されるとき発表（予想される津波の高さが20cm以上、1m以下の場合）</p>	<p>(津波警報・注意報等の種類)</p> <p><u>(ア) 大津波警報・津波警報・津波注意報の発表等</u></p> <p>気象庁は、地震が発生した時は地震の規模や位置を速やかに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分を目標に大津波警報、津波警報または津波注意報（以下これらを「津波警報等」という。）を津波予報区単位で発表する。</p> <p>津波警報等とともに発表する予想される津波の高さは、通常は5段階の数値で発表する。ただし、地震の規模がマグニチュード8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、津波警報等発表の時点では、その海域における最大の津波想定等をもとに津波警報等を発表する。その場合、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉を用いて発表し、非常事態であることを伝える。予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度良く求められた時点で津波警報等を更新し、津波情報では予想される津波の高さも数値で発表する。</p>																																															
<p>(イ) 発表される津波の高さ等</p> <table border="1" data-bbox="237 735 1365 1029"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種類</th> <th colspan="3">予想される津波の高さ</th> </tr> <tr> <th>高さの区分 (発表基準)</th> <th>数値での表現</th> <th>巨大地震の場合の表現</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td>10m<予想高さ</td> <td>10m超</td> <td rowspan="3">巨大</td> </tr> <tr> <td>5m<予想高さ≤10m</td> <td>10m</td> </tr> <tr> <td>3m<予想高さ≤5m</td> <td>5m</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>1m<予想高さ≤3m</td> <td>3m</td> <td>高い</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>20cm≤予想高さ≤1m</td> <td>1m</td> <td>(表記しない)</td> </tr> </tbody> </table>	種類	予想される津波の高さ			高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現	大津波警報	10m<予想高さ	10m超	巨大	5m<予想高さ≤10m	10m	3m<予想高さ≤5m	5m	津波警報	1m<予想高さ≤3m	3m	高い	津波注意報	20cm≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)	<p>津波警報等の種類と発表される津波の高さ^(注)等</p> <table border="1" data-bbox="1513 819 2730 1869"> <thead> <tr> <th rowspan="2">津波警報等の種類</th> <th rowspan="2">発表基準</th> <th colspan="2">発表される津波の高さ</th> <th rowspan="2">想定される被害と取るべき行動</th> </tr> <tr> <th>数値での発表 (津波の高さの予想の区分)</th> <th>巨大地震の場合の発表</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">大津波警報</td> <td rowspan="3">予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合</td> <td>10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)</td> <td rowspan="3">巨大</td> <td rowspan="3">巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)</td> </tr> <tr> <td>5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)</td> </tr> <tr> <td>津波警報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合</td> <td>3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)</td> <td>高い</td> <td>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合</td> <td>1m (20cm≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)</td> <td>(表記しない)</td> <td>海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除</td> </tr> </tbody> </table>	津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動	数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表	大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)	5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)	津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合	1m (20cm≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除
種類		予想される津波の高さ																																														
	高さの区分 (発表基準)	数値での表現	巨大地震の場合の表現																																													
大津波警報	10m<予想高さ	10m超	巨大																																													
	5m<予想高さ≤10m	10m																																														
	3m<予想高さ≤5m	5m																																														
津波警報	1m<予想高さ≤3m	3m	高い																																													
津波注意報	20cm≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)																																													
津波警報等の種類	発表基準	発表される津波の高さ		想定される被害と取るべき行動																																												
		数値での発表 (津波の高さの予想の区分)	巨大地震の場合の発表																																													
大津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで3mを超える場合	10m超 (10m<予想される津波の最大波の高さ)	巨大	巨大な津波が襲い、木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																												
		10m (5m<予想される津波の最大波の高さ≤10m)																																														
		5m (3m<予想される津波の最大波の高さ≤5m)																																														
津波警報	予想される津波の最大波の高さが高いところで1mを超え、3m以下の場合	3m (1m<予想される津波の最大波の高さ≤3m)	高い	標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。沿岸部や川沿いにいる人はただちに高台や津波避難ビルなど安全な場所へ避難する。警報が解除されるまで安全な場所から離れない。																																												
津波注意報	予想される津波の最大波の高さが高いところで0.2m以上、1m以下の場合	1m (20cm≤予想される津波の最大波の高さ≤1m)	(表記しない)	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。海水浴や磯釣りは危険なので行わない。注意報が解除																																												
<p>(注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報、津波警報または津波注意報の解除を行う。このうち、津波注意報は、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。</p> <p>2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位とその時点で津波がなかったとして場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p>																																																

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案																							
<p>(ウ) 津波情報 <u>大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予想される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を発表する。</u></p> <p>(津波情報の種類)</p> <table border="1" data-bbox="261 1318 1359 1755"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</td> <td>各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 3 津波警報の発表後、沖合や沿岸の観測点で観測した津波の高さや到達時刻を発表する。なお、大津波警報を発表している沿岸で、観測された津波の高さが1m以下のとき、</p>	種類	内容	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。	<table border="1" data-bbox="1513 193 2730 340"> <tr> <td></td> <td>って、津波による災害のおそれがある場合</td> <td></td> <td></td> <td>されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。</td> </tr> </table> <p>※大津波警報を特別警報に位置付けている。</p> <p>(注)「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点における潮位と、その時点で津波がなかったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。</p> <p>(イ) 津波警報等の留意事項等</p> <ul style="list-style-type: none"> 沿岸に近い海域で大きな地震が発生した場合、津波警報等の発表が津波の襲来に間に合わない場合がある。 津波警報等は、精査した地震の規模や実際に観測した津波の高さをもとに、更新する場合もある。 津波による災害のおそれなくなったと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波が更に高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。 どのような津波であれ、危険な地域からの一刻も早い避難が必要であることから、本市は、高齢者等避難は発令せず、基本的には避難指示のみを発令する。また、緊急安全確保は基本的には発令しない。 大津波警報、津波警報、津波注意報により、避難の対象とする地域が異なる。 <p>(ウ) 津波情報の発表等</p> <p>気象庁は、津波警報等を発表した場合には、各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さ、各観測点の満潮時刻や津波の到達予想時刻等を津波情報で発表する。</p> <p style="text-align: center;">津波情報の種類と発表内容</p> <table border="1" data-bbox="1608 1339 2724 1768"> <tr> <td>津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報^(注1)</td> <td>各津波予報区の津波の到達予想時刻^(注2)や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表</td> </tr> <tr> <td>各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</td> <td>主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表</td> </tr> <tr> <td>津波観測に関する情報</td> <td>沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表^(注3)</td> </tr> <tr> <td>沖合の津波観測に関する情報</td> <td>沖合で観測した津波の時刻や高さおよび沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表^(注4)</td> </tr> </table> <p>(注1)「津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報」は、XML電文では「津波警報・注意報・予報」(VTSE41)に含まれる。</p>		って、津波による災害のおそれがある場合			されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表	各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さおよび沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)
種類	内容																							
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される津波の高さを発表します。																							
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。																							
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。																							
	って、津波による災害のおそれがある場合			されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。																				
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報 ^(注1)	各津波予報区の津波の到達予想時刻 ^(注2) や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の表に記載)を発表																							
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表																							
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表 ^(注3)																							
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さおよび沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表 ^(注4)																							

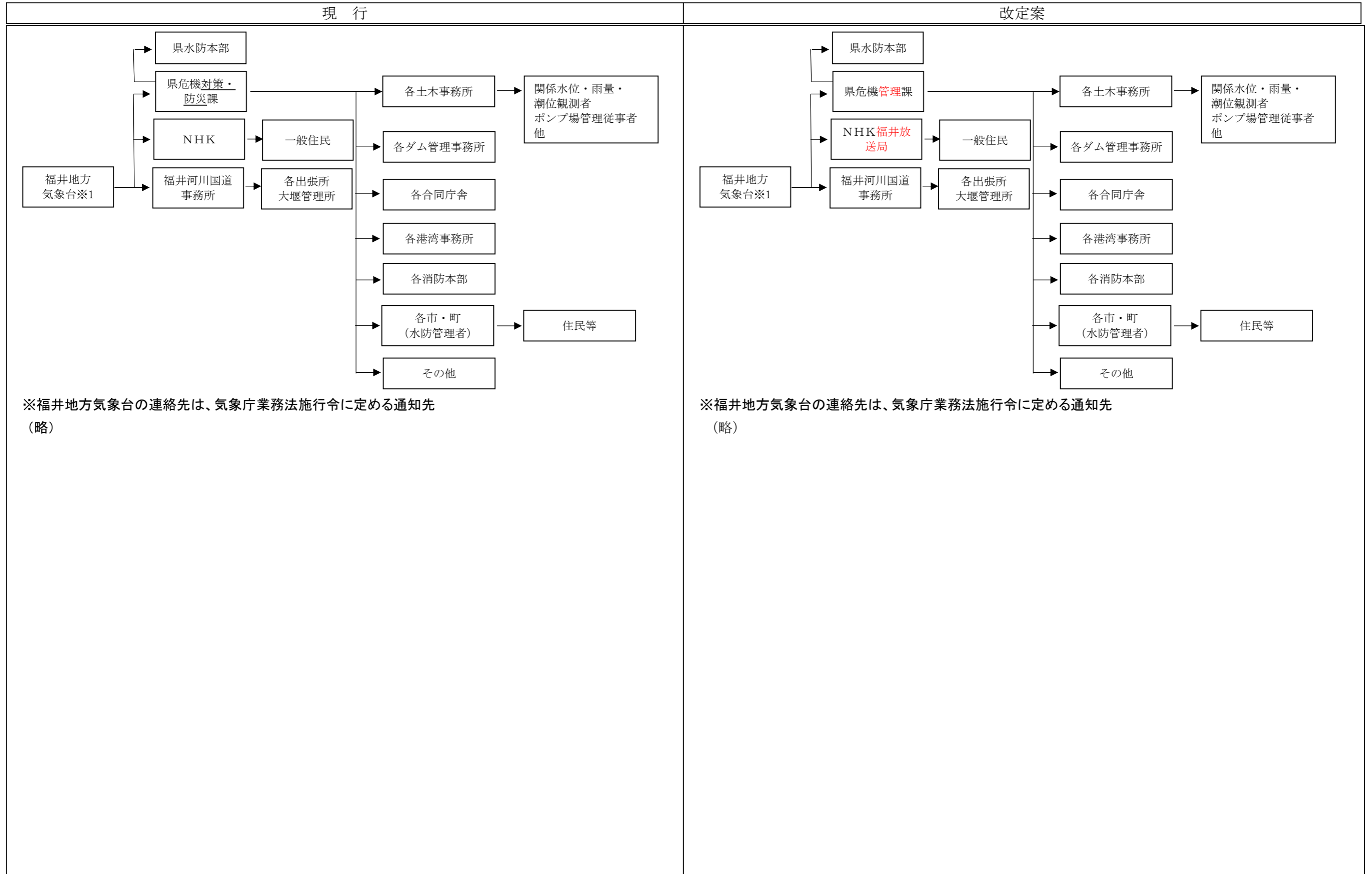
小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案																								
<p>又は津波警報を公表している沿岸で、観測された津波の高さが20cm未満のときは、津波の高さを「観測中」と発表する。また、沖合の津波観測に関する情報では、沿岸からの距離が100km以内の観測点について沖合の観測値から推定される沿岸での津波の高さが、大津波警報を公表している沿岸で3m以下、津波警報を公表している沿岸で1m以下のときは、沖合で観測された津波の高さを「観測中」、推定される沿岸での津波の高さを「推定中」と発表する。沿岸からの距離が100kmを超える観測点については、津波予報区との対応付けが難しいため沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値ではなく「観測中」とする。</p>	<p><u>(注2) この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻である。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</u></p> <p><u>(注3) 津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沿岸で観測された津波の第1波の到達時刻と押し引きおよびその時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを発表する。 ・最大波の観測値については、大津波警報または津波警報を公表中の津波予報区において、観測された津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p style="text-align: center;"><u>沿岸で観測された津波の最大波の発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1727 646 2781 1014"> <thead> <tr> <th>警報・注意報の発表状況</th> <th>観測された津波の高さ</th> <th>内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>1m超</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>1m以下</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">津波警報</td> <td>0.2m以上</td> <td>数値で発表</td> </tr> <tr> <td>0.2m未満</td> <td>「観測中」と発表</td> </tr> <tr> <td>津波注意報</td> <td>(すべての場合)</td> <td>数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)</td> </tr> </tbody> </table> <p><u>(注4) 沖合の津波観測に関する情報の発表内容について</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・沖合で観測された津波の第1波の観測時刻と押し引き、その時点までに観測された最大波の観測時刻と高さを観測点ごとに発表する。また、これら沖合の観測値から推定される沿岸での推定値(第1波の推定到達時刻、最大波の推定到達時刻と推定高さ)を津波予報区単位で発表する。 ・最大波の観測値および推定値については、沿岸での観測と同じように避難行動への影響を考慮し、一定の基準を満たすまでは数値を発表しない。大津波警報または津波警報が発表中の津波予報区において、沿岸で推定される津波の高さが低い間は、数値ではなく「観測中」(沖合での観測値)または「推定中」(沿岸での推定値)の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。 <p style="text-align: center;"><u>沖合で観測された津波の最大波観測値および沿岸での推定値^(注)の発表内容</u></p> <table border="1" data-bbox="1727 1598 2781 1864"> <thead> <tr> <th>発表中の津波警報等</th> <th>沿岸で推定される津波の高さ</th> <th>発表内容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">大津波警報</td> <td>3m超</td> <td>沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表</td> </tr> <tr> <td>3m以下</td> <td>沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表</td> </tr> </tbody> </table>	警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容	大津波警報	1m超	数値で発表	1m以下	「観測中」と発表	津波警報	0.2m以上	数値で発表	0.2m未満	「観測中」と発表	津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)	発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容	大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
警報・注意報の発表状況	観測された津波の高さ	内容																							
大津波警報	1m超	数値で発表																							
	1m以下	「観測中」と発表																							
津波警報	0.2m以上	数値で発表																							
	0.2m未満	「観測中」と発表																							
津波注意報	(すべての場合)	数値で発表(津波の高さがごく小さい場合は「微弱」と表現)																							
発表中の津波警報等	沿岸で推定される津波の高さ	発表内容																							
大津波警報	3m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表																							
	3m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表																							

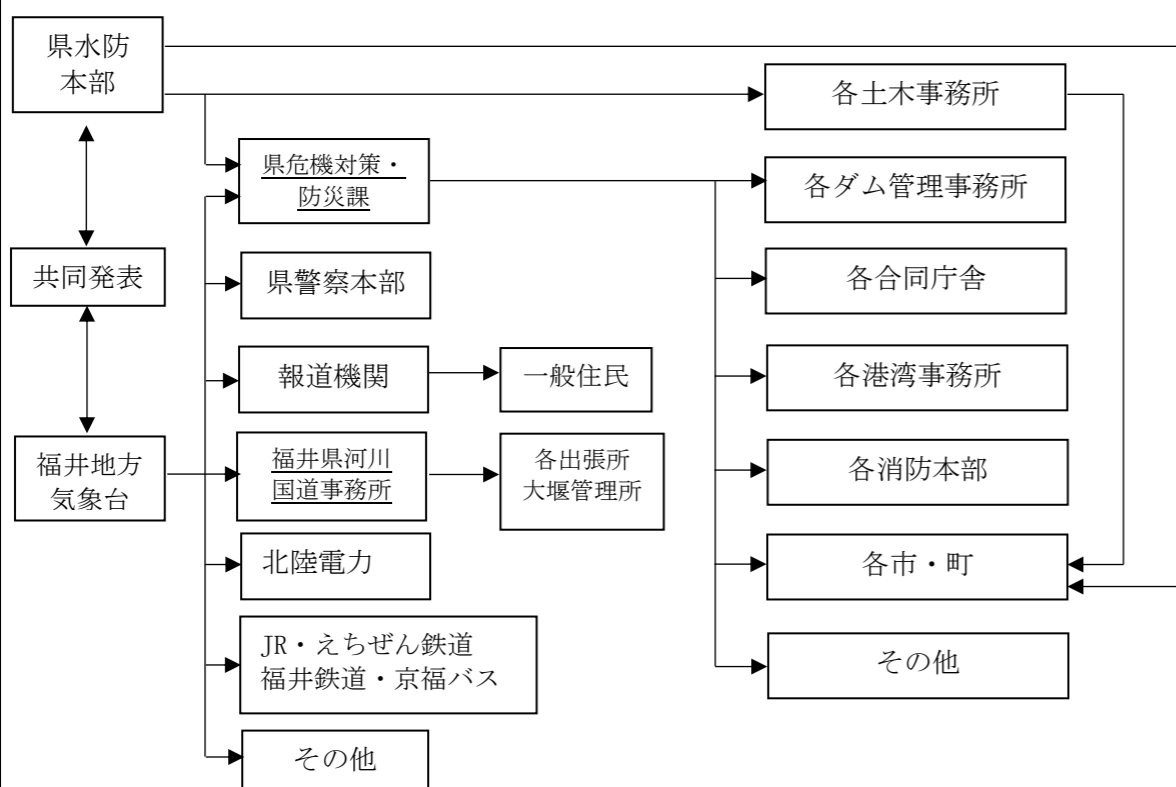
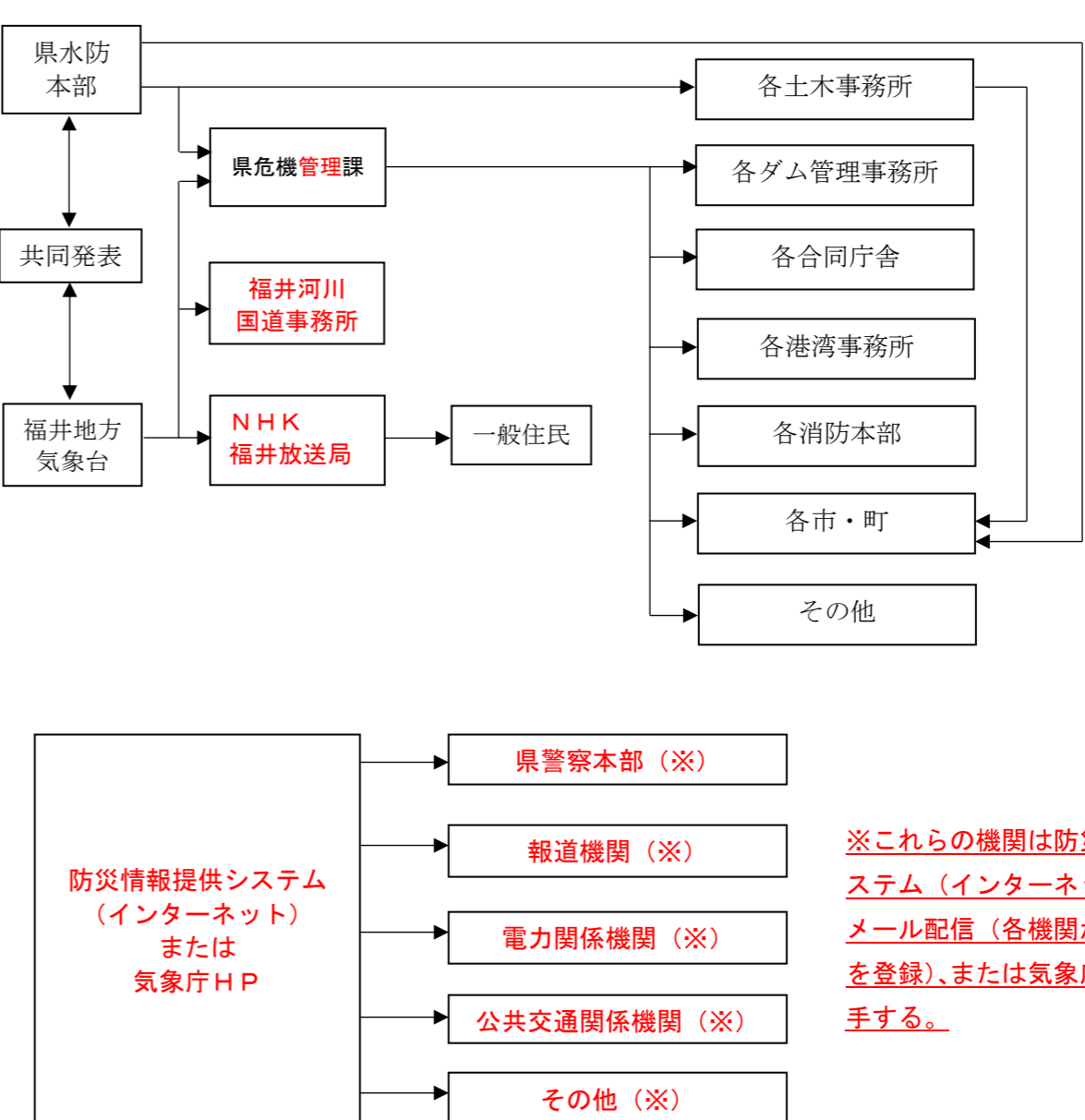
小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案		
<p>(エ) 津波予報 (略)</p> <p>(気象庁が発表する特別警報)(参考) (略)</p> <p>(2) 警報等の気象情報に関する伝達経路</p>	津波警報	1m超	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
		1m以下	沖合での観測値を「観測中」、沿岸での推定値を「推定中」と発表
	津波注意報	(すべての場合)	沖合での観測値、沿岸での推定値とも数値で発表
	<p>(注) 沿岸から距離が100kmを超えるような沖合の観測点では、津波予報区との対応付けが難しいため、沿岸での推定値は発表しない。また、最大波の観測値については数値ではなく「観測中」の言葉で発表して、津波が到達中であることを伝える。</p>		
<p>(エ) 津波情報等の留意事項等</p>			
<p>①津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報</p>			
<p>・津波到達予想時刻は、津波予報区の中なかでも最も早く津波が到達する時刻である。同じ津波予報区の中なかでも場所によっては、この時刻よりも数十分、場合によっては1時間以上遅れて津波が襲ってくることもある。</p>			
<p>②各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報</p>			
<p>・津波と満潮が重なると、潮位の高い状態に津波が重なり、被害がより大きくなる場合がある。</p>			
<p>③津波観測に関する情報</p>			
<p>・津波による潮位変化(第一波の到達)が観測されてから最大波が観測されるまでに数時間以上かかることがある。</p>			
<p>・場所によっては、検潮所で観測した津波の高さよりも更に大きな津波が到達しているおそれがある。</p>			
<p>④沖合の津波観測に関する情報</p>			
<p>・津波の高さは、沖合での観測値に比べ、沿岸では更に高くなる。</p>			
<p>・津波は非常に早く伝わり、「沖合の津波観測に関する情報」が発表されてから沿岸に津波が到達するまで5分とかからない場合もある。また、地震の発生場所によっては、情報の発表が津波の到達に間に合わない場合もある。</p>			
<p>(オ) 津波予報</p>			
<p>(略)</p>			
<p>(気象庁が発表する特別警報)(参考)</p>			
<p>(略)</p>			
<p>(2) 警報・注意報等の気象情報に関する伝達経路</p>			

小浜市水防計画 新旧対照表



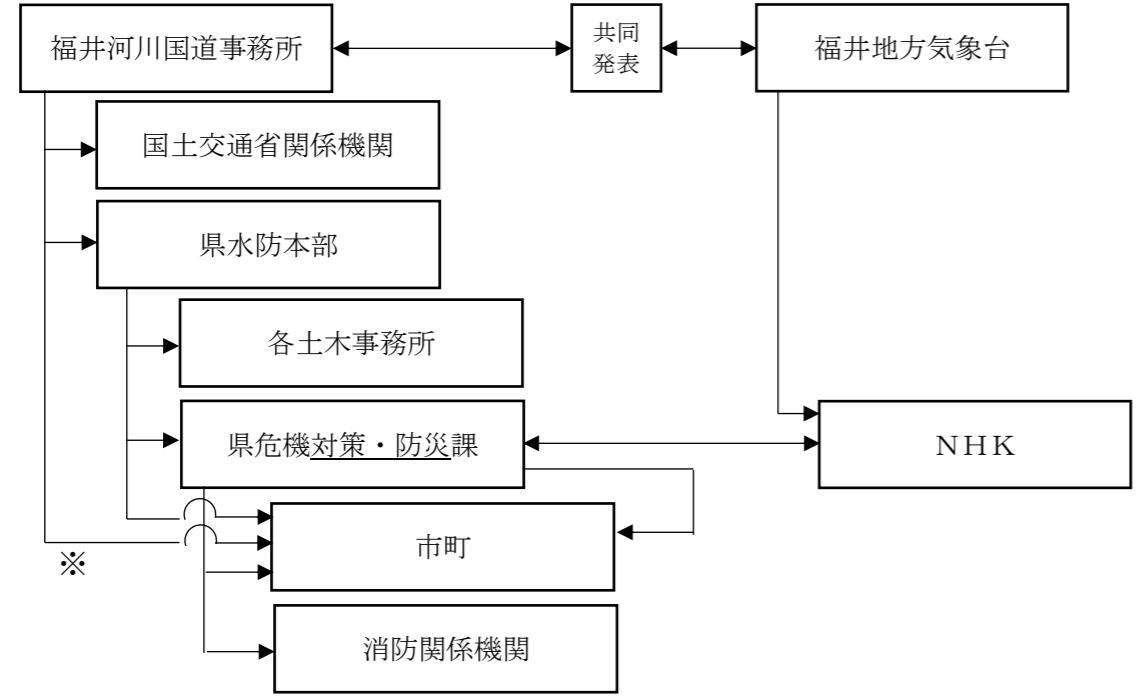
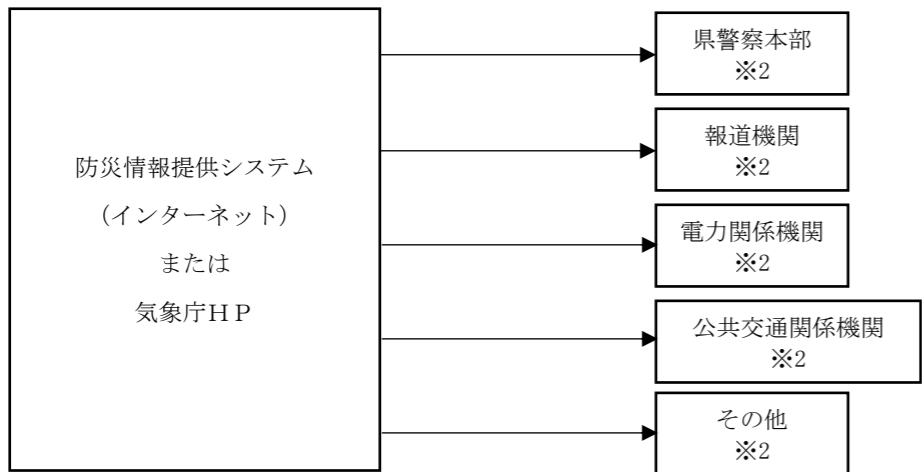
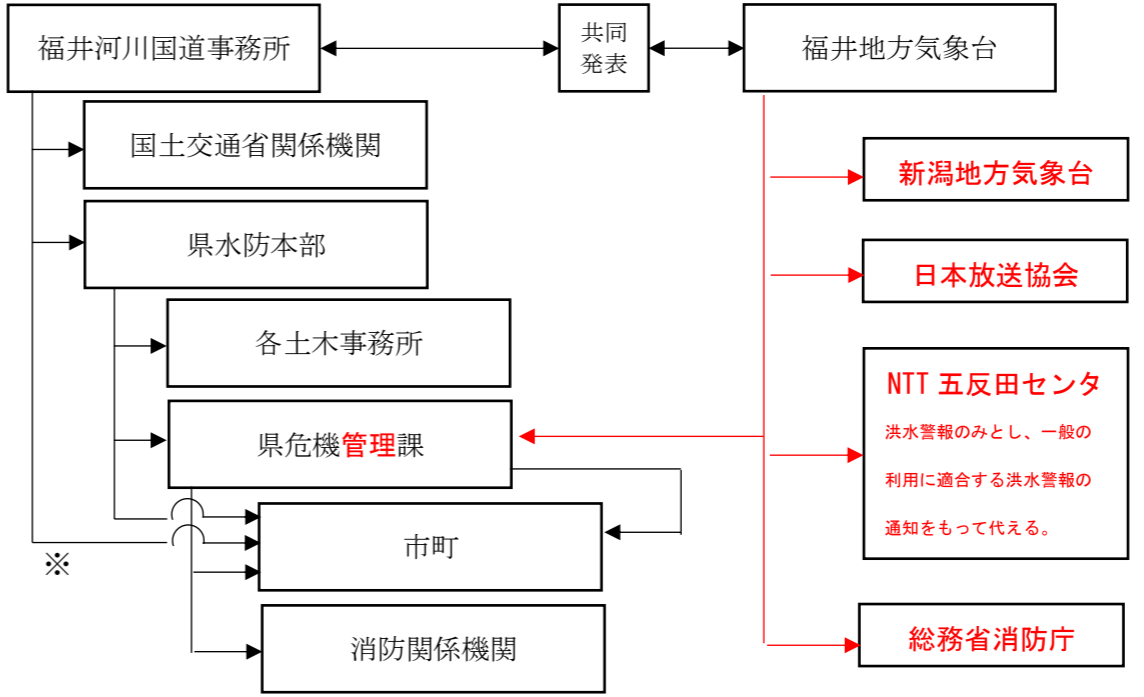
小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案
<p>4.2 土砂災害警戒情報 (略) (1) 発表基準 (略) (2) 土砂災害警戒情報に関する伝達経路</p>  <p>土砂災害警戒情報 伝達系統図は、資料4-2-① (第28図) のとおりである。</p>	<p>4.2 土砂災害警戒情報 (略) (1) 発表基準 (略) (2) 土砂災害警戒情報に関する伝達経路</p>  <p>土砂災害警戒情報 伝達系統図は、資料4-2-① (第30図) のとおりである。</p>

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案																				
<p>4.3 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>(1) 種類および発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者（市長）および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難指示の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。</p> <p>発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="252 598 1448 1417"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川氾濫注意情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、<u>または</u>氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の<u>状況</u>が継続しているとき、<u>または</u>、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、<u>または</u>、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき、<u>または</u>、氾濫危険水位以上の<u>状況</u>が継続しているとき</td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき、<u>または</u>、氾濫が継続しているとき</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	〇〇川氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、 <u>または</u> 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状況</u> が継続しているとき、 <u>または</u> 、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき	〇〇川氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、 <u>または</u> 、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	〇〇川氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき、 <u>または</u> 、氾濫危険水位以上の <u>状況</u> が継続しているとき	〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、 <u>または</u> 、氾濫が継続しているとき	<p>4.3 洪水予報河川における洪水予報</p> <p>(1) 種類および発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について洪水予報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について洪水予報をしたときは、水防管理者（市長）および量水標管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、これを一般に周知するものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難<u>情報発令</u>の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。</p> <p>発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1567 598 2763 1417"> <thead> <tr> <th>種 類</th> <th>発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の<u>状況</u>が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに<u>発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、<u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の<u>状況</u>が継続しているとき、<u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</u> <u>いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u></td> </tr> <tr> <td>〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)</td> <td>氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに<u>発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。</u> <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u></td> </tr> </tbody> </table>	種 類	発表基準	〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状況</u> が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに <u>発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>	〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>	〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の <u>状況</u> が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</u> <u>いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>	〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに <u>発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。</u> <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>
種 類	発表基準																				
〇〇川氾濫注意情報	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき、 <u>または</u> 氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状況</u> が継続しているとき、 <u>または</u> 、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないとき																				
〇〇川氾濫警戒情報	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（危険水位）に到達することが見込まれるとき、 <u>または</u> 、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき																				
〇〇川氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき、 <u>または</u> 、氾濫危険水位以上の <u>状況</u> が継続しているとき																				
〇〇川氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、 <u>または</u> 、氾濫が継続しているとき																				
種 類	発表基準																				
〇〇川氾濫注意情報 (洪水注意報)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の <u>状況</u> が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに <u>発表される。</u> <u>ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</u>																				
〇〇川氾濫警戒情報 (洪水警報)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位に到達することが見込まれるとき、避難判断水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、 <u>氾濫危険情報を発表中に氾濫危険水位を下回ったとき（避難判断水位を下回った場合を除く）、避難判断水位を超える状況が継続しているとき（水位の上昇の可能性がなくなった場合を除く）に発表される。</u> <u>高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等は危険な場所から避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</u>																				
〇〇川氾濫危険情報 (洪水警報)	基準地点の水位が氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の <u>状況</u> が継続しているとき、 <u>または3時間先までに氾濫する可能性のある水位に到達すると見込まれるときに発表される。</u> <u>いつ氾濫してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</u>																				
〇〇川氾濫発生情報 (洪水警報)	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに <u>発表される。</u> <u>新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救難活動等が必要となる。</u> <u>災害がすでに発生している状況であり、命の危険が迫っているため直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当。</u>																				

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 ①～③ (略) ④洪水予報の伝達経路</p>  <p>※水防法 13条の4の通知</p>  <p>※2 これらの機関は防災情報提供システム (インターネット) によるメール配信 (各機関が必要な情報を登録)、または気象庁HPより入手する 北川の洪水予報伝達系統図は、資料4-3-② (第32図) のとおりである。</p>	<p>(2) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報 ①～③ (略) ④洪水予報の伝達経路</p>  <p>※水防法第13条の4の通知</p> <p>報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局およびラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。</p> <p>北川の洪水予報伝達系統図は、資料4-3-② (第32図) のとおりである。</p>

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行					改 定 案												
(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報 ① (略) ②洪水予報の対象となる基準観測所および浸水想定区域					(3) 県と気象庁が共同で行う洪水予報 ① (略) ②洪水予報の対象となる基準観測所および浸水想定区域												
河川名	予報区域名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	洪水浸水想定区域	河川名	予報区域名	観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位(警戒水位)	避難判断水位	氾濫危険水位	洪水浸水想定区域
南川	南川	和久里	小浜市和久里	1.90m	4.10m	4.40m	4.70m	小浜市	南川	南川	和久里	小浜市和久里	1.90m	3.50m	3.60m	4.40m	小浜市
③ (略) ④洪水予報の伝達経路					③ (略) ④洪水予報の伝達経路												
<p>※水防法13条の4の通知</p>					<p>※水防法第13条の4の通知</p> <p>報道機関については、上に記載した日本放送協会のほか、その他の民間放送局およびラジオ放送局へ、別途気象庁システムにより配信している。</p>												
※2 これらの機関は防災情報提供システム(インターネット)によるメール配信(各機関が必要な情報を登録)、または気象庁HPより入手する。 南川の洪水予報伝達系統図は、資料4-3-④(第37図)のとおりである。					南川の洪水予報伝達系統図は、資料4-3-④(第37図)のとおりである。												

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案																																																
<p>4.4 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類および発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について、水位が避難判断水位（法13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位）および氾濫危険水位（危険水位）に達したときならびに氾濫が発生したときは、その旨を当該河川に示して水防管理者（市長）および量水標管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知するものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難指示の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。</p> <p>発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種 類</th> <th style="width:80%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県が行う水位周知</p> <p>① (略)</p> <p>②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">河川名</th> <th style="width:10%;">所在地 (観測所名)</th> <th style="width:10%;">水防団 待機水位 (m)※1</th> <th style="width:10%;">氾濫注意 水位 (m)※2</th> <th style="width:10%;">避難判断 水位 (m)※3</th> <th style="width:10%;">氾濫危険 水位 (m)※4</th> <th style="width:10%;">関係水防 管理団体</th> <th style="width:10%;">水位到達情 報発表者(土 木事務所長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠敷川</td> <td>小浜市遠敷 (遠敷)</td> <td style="text-align: center;">2.50</td> <td style="text-align: center;">3.30</td> <td style="text-align: center;">3.50</td> <td style="text-align: center;">4.10</td> <td style="text-align: center;">小浜市</td> <td style="text-align: center;">小浜土木</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※1 = 水防団待機水位（通報水位）、※2 = 氾濫注意水位（警戒水位） ※3 = 避難判断水位（特別警戒水位） = （水防法第13条で規定される特別警戒水位） ※4 = 氾濫危険水位（危険水位）</p> <p>③ (略)</p> <p>④水位到達情報の伝達経路</p>	種 類	発表基準	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)※3	氾濫危険 水位 (m)※4	関係水防 管理団体	水位到達情 報発表者(土 木事務所長)	遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	3.30	3.50	4.10	小浜市	小浜土木	<p>4.4 水位周知河川における水位到達情報</p> <p>(1) 種類および発表基準</p> <p>知事は、国土交通大臣が指定した河川について水位到達情報の通知を受けたとき、または知事が指定した河川について、水位が避難判断水位および氾濫危険水位（法第13条第1項および第2項に規定される特別警戒水位）に達したときならびに氾濫が発生したときは、その旨を当該河川に示して水防管理者（市長）および量水標管理者に通知するとともに必要に応じ報道機関の協力を求めて一般に周知するものとする。</p> <p>また、知事が指定した河川について通知をした知事は、避難情報発令の判断に資するため、関係市町長にその通知に係る事項を通知するものとする。加えて関係市町に避難判断を支援することを目的に、直接助言（ホットライン）を行う。</p> <p>発表する情報の種類、発表基準は、次のとおりとする。</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:20%;">種 類</th> <th style="width:80%;">発表基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>氾濫警戒情報</td> <td>基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫危険情報</td> <td>基準地点の水位が氾濫危険水位（特別警戒水位）に到達したとき</td> </tr> <tr> <td>氾濫発生情報</td> <td>氾濫が発生したとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 県が行う水位周知</p> <p>① (略)</p> <p>②水位到達情報の通知の対象となる基準観測所</p> <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width:10%;">河川名</th> <th style="width:10%;">所在地 (観測所名)</th> <th style="width:10%;">水防団 待機水位 (m)※1</th> <th style="width:10%;">氾濫注意 水位 (m)※2</th> <th style="width:10%;">避難判断 水位 (m)※3</th> <th style="width:10%;">氾濫危険 水位 (m)※4</th> <th style="width:10%;">関係水防 管理団体</th> <th style="width:10%;">水位到達情 報発表者(土 木事務所長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>遠敷川</td> <td>小浜市遠敷 (遠敷)</td> <td style="text-align: center;">2.50</td> <td style="text-align: center;">2.80</td> <td style="text-align: center;">2.90</td> <td style="text-align: center;">3.60</td> <td style="text-align: center;">小浜市</td> <td style="text-align: center;">小浜土木</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※1 = 水防団待機水位（通報水位）、※2 = 氾濫注意水位（警戒水位） ※3 = 避難判断水位 ※4 = 氾濫危険水位（特別警戒水位） = （水防法第13条で規定される特別警戒水位）</p> <p>③ (略)</p> <p>④水位到達情報の伝達経路</p>	種 類	発表基準	氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき	氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（ 特別警戒水位 ）に到達したとき	氾濫発生情報	氾濫が発生したとき	河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)※3	氾濫危険 水位 (m)※4	関係水防 管理団体	水位到達情 報発表者(土 木事務所長)	遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	2.80	2.90	3.60	小浜市	小浜土木
種 類	発表基準																																																
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位（特別警戒水位）に到達したとき																																																
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（危険水位）に到達したとき																																																
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき																																																
河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)※3	氾濫危険 水位 (m)※4	関係水防 管理団体	水位到達情 報発表者(土 木事務所長)																																										
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	3.30	3.50	4.10	小浜市	小浜土木																																										
種 類	発表基準																																																
氾濫警戒情報	基準地点の水位が避難判断水位に到達したとき																																																
氾濫危険情報	基準地点の水位が氾濫危険水位（ 特別警戒水位 ）に到達したとき																																																
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき																																																
河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)※3	氾濫危険 水位 (m)※4	関係水防 管理団体	水位到達情 報発表者(土 木事務所長)																																										
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	2.80	2.90	3.60	小浜市	小浜土木																																										

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案
<p>氾濫警戒情報、氾濫危険情報および氾濫発生情報の伝達系統図は、資料4-4-②（第40図）のとおりである。</p>	<p>氾濫警戒情報、氾濫危険情報および氾濫発生情報の伝達系統図は、資料4-4-②（第40図）のとおりである。</p>
<p>4.5 水防警報</p>	<p>4.5 水防警報</p>
<p>4.5.1 (略)</p>	<p>4.5.1 (略)</p>
<p>4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報</p>	<p>4.5.2 洪水・高潮時の河川に関する水防警報</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 国土交通大臣が行う水防警報</p>	<p>(2) 国土交通大臣が行う水防警報</p>
<p>福井河川国道事務所長は、法第16条の規定により、第3章の3.1(1)の地域に水害の起こるおそれがあるときは、水防警報を発し、直ちにその警報事項を県水防本部へ通告する。</p> <p>詳細は北川水防警報実施要領のとおりとする。</p>	<p>福井河川国道事務所長は、法第16条の規定により、第3章3.1の(1)項の地域に水害の起こるおそれがあるときは、水防警報を発し、直ちにその警報事項を水防本部へ通告する。詳細は北川水防警報実施要領のとおりとする。</p>
<p>①②③ (略)</p>	<p>①②③ (略)</p>
<p>④水防警報の伝達経路</p>	<p>④水防警報の伝達経路</p>

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改 定 案																																																
<p>国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-②(第38図)のとおりである。</p> <p>(3) 県が行う水防警報</p> <p>① (略)</p> <p>②水防警報の対象となる基準観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>所在地 (観測所名)</th> <th>水防団 待機水位 (m)※1</th> <th>氾濫注意 水位 (m)※2</th> <th>避難判断 水位 (m)</th> <th>氾濫危険 水位 (m)</th> <th>関係水防 管理団体</th> <th>水防警報 発表者 (土木事務所長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南川</td> <td>小浜市和久里 (和久里)</td> <td>1.90</td> <td><u>4.10</u></td> <td><u>4.40</u></td> <td><u>4.70</u></td> <td>小浜市</td> <td>小浜土木</td> </tr> <tr> <td>遠敷川</td> <td>小浜市遠敷 (遠敷)</td> <td>2.50</td> <td><u>3.30</u></td> <td><u>3.50</u></td> <td><u>4.10</u></td> <td>小浜市</td> <td>小浜土木</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)</p> <p>水防警報河川の区域図は、資料4-5-2-③のとおり</p> <p>③ (略)</p> <p>④水防警報の伝達経路</p> <p>知事が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-⑤(第39図)のとおりである。</p> <p>第5章 雨量・水防等の観測および通報</p> <p>5.1 (略)</p> <p>5.2 水位の観測および公表</p> <p>(1) 水位観測所および映像監視所</p> <p>市内および市に關係する水位観測所は、県管理の水位観測所から<u>9</u>箇所ある。また、国土交通省管理の水位観測所が9箇所ある。</p> <p>また、市内および市に關係する映像監視所は、県管理の映像監視所が<u>5</u>箇所、国土交通省管理の映像監視所が<u>6</u>箇所ある。</p> <p>詳細は、資料5-2-①(第10表)、5-2-②(第11表)、5-2-③(第12表)、5-2-④</p>	河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者 (土木事務所長)	南川	小浜市和久里 (和久里)	1.90	<u>4.10</u>	<u>4.40</u>	<u>4.70</u>	小浜市	小浜土木	遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	<u>3.30</u>	<u>3.50</u>	<u>4.10</u>	小浜市	小浜土木	<p>国土交通大臣が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-②(第38図)のとおりである。</p> <p>(3) 県が行う水防警報</p> <p>① (略)</p> <p>②水防警報の対象となる基準観測所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>河川名</th> <th>所在地 (観測所名)</th> <th>水防団 待機水位 (m)※1</th> <th>氾濫注意 水位 (m)※2</th> <th>避難判断 水位 (m)</th> <th>氾濫危険 水位 (m)</th> <th>関係水防 管理団体</th> <th>水防警報 発表者 (土木事務所長)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>南川</td> <td>小浜市和久里 (和久里)</td> <td>1.90</td> <td><u>3.50</u></td> <td><u>3.60</u></td> <td><u>4.40</u></td> <td>小浜市</td> <td>小浜土木</td> </tr> <tr> <td>遠敷川</td> <td>小浜市遠敷 (遠敷)</td> <td>2.50</td> <td><u>2.80</u></td> <td><u>2.90</u></td> <td><u>3.60</u></td> <td>小浜市</td> <td>小浜土木</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ※1 = 水防団待機水位 (通報水位)、※2 = 氾濫注意水位 (警戒水位)</p> <p>水防警報河川の区域図は、資料4-5-2-③のとおり</p> <p>③ (略)</p> <p>④水防警報の伝達経路</p> <p>知事が行う水防警報の伝達系統図は、資料4-5-2-⑤(第39図)のとおりである。</p> <p>第5章 雨量・水防等の観測および通報</p> <p>5.1 (略)</p> <p>5.2 水位の観測および公表</p> <p>(1) 水位観測所および映像監視所</p> <p>市内および市に關係する水位観測所は、県管理の水位観測所が<u>11</u>箇所ある。また、国土交通省管理の水位観測所が9箇所ある。</p> <p>また、市内および市に關係する映像監視所は、県管理の映像監視所が<u>7</u>箇所、国土交通省管理の映像監視所が<u>8</u>箇所ある。</p> <p>詳細は、資料5-2-①(第11表)、5-2-②(第12表)、5-2-③(第13表)、5-2-④(第17表)、5-2-⑤(第18表)のとおりである。</p>	河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者 (土木事務所長)	南川	小浜市和久里 (和久里)	1.90	<u>3.50</u>	<u>3.60</u>	<u>4.40</u>	小浜市	小浜土木	遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	<u>2.80</u>	<u>2.90</u>	<u>3.60</u>	小浜市	小浜土木
河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者 (土木事務所長)																																										
南川	小浜市和久里 (和久里)	1.90	<u>4.10</u>	<u>4.40</u>	<u>4.70</u>	小浜市	小浜土木																																										
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	<u>3.30</u>	<u>3.50</u>	<u>4.10</u>	小浜市	小浜土木																																										
河川名	所在地 (観測所名)	水防団 待機水位 (m)※1	氾濫注意 水位 (m)※2	避難判断 水位 (m)	氾濫危険 水位 (m)	関係水防 管理団体	水防警報 発表者 (土木事務所長)																																										
南川	小浜市和久里 (和久里)	1.90	<u>3.50</u>	<u>3.60</u>	<u>4.40</u>	小浜市	小浜土木																																										
遠敷川	小浜市遠敷 (遠敷)	2.50	<u>2.80</u>	<u>2.90</u>	<u>3.60</u>	小浜市	小浜土木																																										

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(第16表)、5-2-⑤(第17表)のとおりである。</p> <p>(2)(3)(略)</p> <p>(4) 福井県河川砂防総合情報システムが故障のときの報告内容</p> <p>①水防団待機水位(通報水位)に達した時より始め、この水位以下に下まわるまでの間、毎時</p> <p>②氾濫注意水位(警戒水位)に達した時間</p> <p>③氾濫危険水位(危険水位)に達した時間</p> <p>④最高水位</p> <p>⑤氾濫注意水位(警戒水位)を下回った時間</p> <p>⑥水防団待機水位(通報水位)を下回った時間</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでパソコンや携帯電話から確認することができる。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 雨量・河川水位</p> <p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報 <ul style="list-style-type: none"> 【PC版】https://www.river.go.jp/portal 【スマートフォン版】http://www.river.go.jp 【携帯版】http://i.river.go.jp ・川の水位情報 (一財)河川情報センター(簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計) https://k.river.go.jp <p>福井県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県防災ネット https://bousai.pref.fukui.lg.jp/dis_portal/index.html ・福井県河川・砂防総合情報システム(土砂災害情報システムを含む) <ul style="list-style-type: none"> 【PC版】http://ame.pref.fukui.lg.jp/ ・i-ameメール(福井県河川・砂防総合情報メール) <ul style="list-style-type: none"> 【携帯版】http://i-ame.ame.pref.fukui.jp/ <p>NHK</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK地上デジタル放送 <p>(3) 潮位・波高</p> <p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海の防災情報(全国港湾海洋波浪情報網) <ul style="list-style-type: none"> 【PC版】http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/ 	<p>(2)(3)(略)</p> <p>(4) 福井県河川砂防総合情報システムが故障のときの報告内容</p> <p>①水防団待機水位(通報水位)に達した時より始め、この水位以下に下まわるまでの間、毎時</p> <p>②氾濫注意水位(警戒水位)に達した時間</p> <p>③氾濫危険水位(特別警戒水位)に達した時間</p> <p>④最高水位</p> <p>⑤氾濫注意水位(警戒水位)を下回った時間</p> <p>⑥水防団待機水位(通報水位)を下回った時間</p> <p>第6章 気象予報等の情報収集</p> <p>気象予報、雨量、河川の水位、潮位、波高等については、以下のウェブサイトでPCやスマートフォンから確認することができる。</p> <p>(1)(略)</p> <p>(2) 雨量・河川水位</p> <p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・川の防災情報 <ul style="list-style-type: none"> 【PC版】https://www.river.go.jp/portal 【スマートフォン版】http://www.river.go.jp 【携帯版】http://i.river.go.jp ・川の水位情報 (一財)河川情報センター(簡易型河川監視カメラ、危機管理型水位計) https://k.river.go.jp <p>福井県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・福井県防災ネット https://bousai.pref.fukui.lg.jp/dis_portal/index.html ・福井県河川・砂防総合情報システム(土砂災害情報システムを含む) <ul style="list-style-type: none"> 【PC版】https://sabo.pref.fukui.lg.jp ・i-ameメール(福井県河川・砂防総合情報メール) <ul style="list-style-type: none"> 【携帯版】http://i-ame.ame.pref.fukui.jp/ <p>NHK</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NHK地上デジタル放送 <p>(3) 潮位・波高</p> <p>国土交通省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海の防災情報(全国港湾海洋波浪情報網) <ul style="list-style-type: none"> 【PC版】http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案																								
<p>【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp 国土交通省防災情報提供センター ・潮位情報リンク http://www.jma.go.jp/jp/choui/bousai/choui_map.html 気象庁 ・防災気象情報 潮位観測情報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contens=tidelevel ・波浪に関するデータ https://data.ima.go.jp/gmd/kaiyou/sindan/index_wave.html</p> <p>第7章～第9章（略） 第10章 水防活動 10.1 水防配備 (1)（略） (2) 消防機関の非常配備 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>①河川水位が水防団待機水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき</td> <td>消防機関は、出動準備をする</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき</td> <td>消防機関は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒体制につく</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="2">水防管理者（市長）または消防機関の長が解除の指令をしたとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>10.2～10.5（略） 10.6 避難のための立ち退き ①洪水、津波または高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、小浜警察署長にその旨を通知するものとする。 ②水防管理者（市長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県現地指導本部長（小浜土木事務所長）に速やかに報告し、県現地指導本部長は県水防本部長に報告するものとする。</p>	配備区分	配備基準	配備体制	準備	①河川水位が水防団待機水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、出動準備をする	出動	①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒体制につく	解除	水防管理者（市長）または消防機関の長が解除の指令をしたとき		<p>【スマートフォン・携帯版】 http://nowphas.mlit.go.jp 国土交通省防災情報提供センター ・潮位情報リンク http://www.jma.go.jp/jp/choui/bousai/choui_map.html 気象庁 ・防災気象情報 潮位観測情報 https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#5/34.5/137/&contens=tidelevel ・波浪に関するデータ https://data.ima.go.jp/kaiyou/sindan/index.html</p> <p>第7章～第9章（略） 第10章 水防活動 10.1 水防配備 (1)（略） (2) 消防機関の非常配備 （略）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>配備区分</th> <th>配備基準</th> <th>配備体制</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>準備</td> <td>①河川水位が水防団待機水位（通報水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき</td> <td>消防機関は、出動準備をする</td> </tr> <tr> <td>出動</td> <td>①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき</td> <td>消防機関は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒体制につく</td> </tr> <tr> <td>解除</td> <td colspan="2">水防管理者（市長）または消防機関の長が解除の指令をしたとき</td> </tr> </tbody> </table> <p>10.2～10.5（略） 10.6 避難のための立ち退き ①洪水、津波または高潮等により著しい危険が切迫していると認められるときは、水防管理者（市長）は、必要と認める区域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。この場合、小浜警察署長にその旨を通知するものとする。 ②水防管理者（市長）は、避難のための立ち退きを指示した場合は、その状況を県現地指導本部長（小浜土木事務所長）に速やかに報告し、県現地指導本部長は県水防本部長に報告するものとする。</p>	配備区分	配備基準	配備体制	準備	①河川水位が水防団待機水位（ 通報水位 ）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、出動準備をする	出動	①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒体制につく	解除	水防管理者（市長）または消防機関の長が解除の指令をしたとき	
配備区分	配備基準	配備体制																							
準備	①河川水位が水防団待機水位（警戒水位）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、出動準備をする																							
出動	①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒体制につく																							
解除	水防管理者（市長）または消防機関の長が解除の指令をしたとき																								
配備区分	配備基準	配備体制																							
準備	①河川水位が水防団待機水位（ 通報水位 ）に達してなお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測される場合 ②気象状況等により高潮および津波の危険が予想されるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、出動準備をする																							
出動	①河川水位が氾濫注意水位に達し、なお上昇のおそれがあり危険を予知したとき ②潮位が上昇し、気象条件等により危険を認めるとき ③その他水防管理者（市長）または消防機関の長が水防上必要と認めるとき	消防機関は、予め定められた計画に従い、出動し、警戒体制につく																							
解除	水防管理者（市長）または消防機関の長が解除の指令をしたとき																								

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案						
<p>第11章～第15章（略）</p> <p>第16章 洪水浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置</p> <p>16.1 洪水浸水想定区域の指定状況</p> <p>国土交通省および県は、<u>洪水予報河川および水位周知河川</u>について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。</p> <p>現在、本市に係る<u>洪水予報河川および水位周知河川</u>の浸水想定区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。</p> <p>16.2～16.5（略）</p> <p>16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行うものとする。</p> <p>さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>16.7～16.9（略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p>	<p>第11章～第15章（略）</p> <p>第16章 洪水浸水想定区域<u>等</u>における円滑かつ迅速な避難の確保および浸水の防止のための措置</p> <p>16.1 洪水浸水想定区域の指定状況</p> <p>国土交通大臣および県知事は、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域および浸水した場合に想定される水深を公表するとともに、関係市町の長に通知する。</p> <p>現在、本市に係る<u>洪水</u>浸水想定区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。</p> <p>16.2～16.5（略）</p> <p>16.6 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等</p> <p>水防法第15条第1項の規定により本市地域防災計画に名称および所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者または管理者は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを市長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保および洪水時の浸水の防止のための訓練を行い、<u>この結果を市長に報告するものとする。</u></p> <p>さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。</p> <p>市は、市地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者および自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。</p> <p>16.7～16.9（略）</p> <p>16.10 津波対応</p> <p>16.10.1 津波災害警戒区域の指定</p> <p><u>「津波防災地域づくりに関する法律」に則り、県は、津波防災地域づくりの推進に関する基本的な指針に基づき、かつ、津波浸水想定を踏まえ、津波が発生した場合には住民、勤務する者、観光旅客その他の者の生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる土地の区域で、当該区域における津波による人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき土地の区域を、津波災害警戒区域として指定し、その旨ならびに当該指定の区域および基準水位を、県の公報への掲載、インターネットの利用その他の適切な方法により公示するとともに、関係市町長に、公示された事項を記載した図書を送付することとする。</u></p> <p><u>津波災害警戒区域の指定および公表状況は、以下のとおりである。</u></p> <table border="1" data-bbox="1498 1554 2849 1690"> <thead> <tr> <th>市町名</th> <th>公表年月日</th> <th>津波災害警戒区域図 公表HPアドレス</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小浜市</td> <td>R5.2.14</td> <td>https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaigaikeikaiki.html</td> </tr> </tbody> </table> <p>16.10.2 小浜市地域防災計画の拡充</p> <p><u>小浜市防災会議は、津波災害警戒区域の指定があったときは、本市の地域防災計画において、当該津波災</u></p>	市町名	公表年月日	津波災害警戒区域図 公表HPアドレス	小浜市	R5.2.14	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaigaikeikaiki.html
市町名	公表年月日	津波災害警戒区域図 公表HPアドレス					
小浜市	R5.2.14	https://www.pref.fukui.lg.jp/doc/sabo/tsunamisaigaikeikaiki.html					

小浜市水防計画 新旧対照表

現 行	改定案
<p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>害警戒区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。</u></p> <p><u>①人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の収集および伝達ならびに予報または警報の発令および伝達に関する事項</u></p> <p><u>②避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項</u></p> <p><u>③市が行う津波に係る避難訓練の実施に関する事項</u></p> <p><u>④津波災害警戒区域内に、地下街等または社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設であって、当該施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるものがある場合にあっては、これらの施設の名称および所在地</u></p> <p><u>⑤その他、津波災害警戒区域における津波による人的被害を防止するために必要な警戒避難体制に関する事項</u></p> <p>16.10.3 津波ハザードマップの作成・周知</p> <p>市長は、本市の地域防災計画に基づき、津波災害警戒区域および当該区域における基準水位を表示した図面に人的災害を生ずるおそれがある津波に関する情報の伝達方法、避難施設その他の避難場所および避難路その他の避難経路に関する事項その他津波災害警戒区域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載したものを、印刷物の配布その他の適切な方法により、各世帯に提供するとともに、図面に表示した事項および記載した事項に係る情報を、インターネットの利用その他の適切な方法により、住民等がその提供を受けることができる状態に置くこととする。なお、高潮についても必要な措置を講じることとする。</p> <p>16.10.4 避難促進施設に係る避難確保計画</p> <p>津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項の規定により本市の地域防災計画に名称および所在地を定められた地下街等または社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設のうち、その利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難を確保するための体制を計画的に整備する必要があるもの（以下「避難促進施設」という。）の所有者または管理者は、単独でまたは共同して、避難訓練その他当該避難促進施設の利用者の津波の発生時における円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する避難確保計画を作成し、これを市長に報告するとともに、公表するものとする。</p> <p><u>津波の発生時における避難確保計画には、次の事項を記載するものとする。</u></p> <p><u>①津波の発生時における避難促進施設の防災体制に関する事項</u></p> <p><u>②津波の発生時における避難促進施設の利用者の避難の誘導に関する事項</u></p> <p><u>③津波の発生時を想定した避難促進施設における避難訓練および防災教育の実施に関する事項</u></p> <p><u>④その他、避難促進施設利用者の津波発生時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な措置に関する事項</u></p>